屋外広告物法（以下「法」という。）第７条第４項の規定に基づき除却した屋外広告物等を、法第８条第１項の規定により保管していますので、京都市屋外広告物等に関する条例第３９条の２第１項の規定に基づき次のとおり公告します。

令和８年１１月１２日

京都市長　松井　孝治

１　除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所	除却した広告物	保管を開始した日
令和８年３月２４日	中京区西ノ京職司町	はり札１枚	令和８年３月２４日
令和８年１０月２１日	左京区下鴨芝本町	はり札２枚	令和８年１０月２１日

２　保管の場所

伏見区横大路下ノ坪１（横大路運動公園内）

３　連絡先

都市計画局都市景観部広告景観づくり推進課

電話：０７５－２２２－４１３８

（都市計画局都市景観部広告景観づくり推進課）